

國學院大學學術情報リポジトリ

「コロナ後」に向けた法学部フェロー制度の取り組みと課題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-02-24 キーワード (Ja): フェロー, 法学部, 「コロナ後」, 人材確保 キーワード (En): 作成者: 稲垣, 浩 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000087

「コロナ後」に向けた法学部フェロー制度の取り組みと課題

稲垣 浩

【要 旨】

法学部フェローは、2020年のコロナウイルス感染拡大以来、その運用において様々な対応を迫られてきた。2021年度からは、対面授業の増加に伴い、対面とオンラインのハイブリッドでの対応を進めてきた。こうした対応は、昨年度同様相応の効果を挙げたが、その運用過程において、機材等の脆弱性やオンライン化で孤立する学生への対応、安定的なフェローの人材確保など様々な問題が明らかになった。それらを踏まえて、「コロナ後」に向けたフェロー制度の課題について検討する。

【キーワード】

フェロー、法学部、「コロナ後」、人材確保

1. はじめに

平成25（2013）年に産声を上げた法学部フェロー制度は、令和4（2022）年で、9年目となる。この間、歴代フェロー、関係教職員のご尽力もあり、法学部における特徴的な学修制度として定着してきた。しかし、その道のりは平たんなものではなく、毎年の様に変更になるフェロー室など必要なインフラの確保、学生への周知など様々な問題が存在してきた。とりわけ近年では、コロナウイルスの感染対策やオンライン面談の開始など、新たな対応にも迫られている。本稿では、特に昨年度から今年度にかけてその整備に力を入れてきたハイブリッド面談（オンラインと対面の併用）への対応状況、それに昨今のフェロー制度の運用状況を中心に、「コロナ後」に向けた法学部フェロー制度の運用と課題について述べていくことにしたい。

2. コロナ下でのフェロー制度の運用

・オンラインによるフェロー面談の開始

周知のように、令和2（2020）年初頭からのコロナウイルス感染拡大以来、本学では同年以降2年間にわたって遠隔中心の授業態勢がとられることになった。同年4月7日には第一回の緊急事態宣言が発出されたことから、本学ではすべてのキャンパスを閉鎖することになり、新年度の授業開始も5月7日に繰り下げられることになった。それに伴い、4月中の面談は中止となり、5月になってようやく面談が開始された。また、これまでフェロー室で対応していた面談は、Zoomを用いたオンラインで対応することとなり、フェローも在宅勤務とし自宅から遠隔で面談を行うことになった。

しかし、こうした「非常時」における対応は、フェロー制度の運用をめぐる様々な問題を露呈させることになった。まず、オンライン面談で必要不可欠なZoomアカウントに関する問題である。現在フェロー面談ではZoomを用いたオンライン面談を実施しているが、令和2年度当初は、専任・兼任教職員のみに対してZoomアカウントが割り当てられていたため、教育開発推進機構事務課を通じて情報システム課に申請しアカウントを確保することにした。しかし、身分上「アルバイト」であるフェローにZoomアカウントを直接付与することはできず、かわりに法学資料室に二つのKEANアカウントが新たに付与され、これらのアカウントに紐づけられた二つのZoomアカウントを各曜日の担当フェローが交代で利用するという変則的な対応となった。

また、フェローの身分が「アルバイト」であることは、在宅勤務への移行の際にも問題となった。「アルバイト」であるフェローは、時給での給与支給であることや勤務状況の監督ができないことから、在宅勤務が認められていなかった。しかし、上記の様に緊急事態宣言の発令・大学キャンパスの閉鎖という状況では、フェローが大学内で勤務することは不可能であり、学修支援センターを通じ在宅勤務を認めるよう要請した。その結果、毎月の「在宅勤務報告書」の提出など必要な手続きを行うことを条件に在宅勤務が認められることになった。また、オンライン対応のための予約システムの整備やオンライン化したことについての学生への周知や法学資料室との連携システムの構築などが併せて進められた(宮内2022)¹。

図1 フェロー面談チラシ

学生みんなのそばに、フェローはいます。

フェロー面談

対面でも！オンラインでも相談可能！

フェローとは、講義や教科書内容でわからないところの質問を受け付けたり、答案やレポートの書き方を個別に指導したりなど、一人一人の悩点を克服するための勉強方法を考えつけてくれる、法学部オピニオナルの個別指導教育スタッフです。

今年度も、オンライン・対面両方対応可能です。講義でわからないことや勉強に行き詰ったときなど、どんなフェローに相談してほしい。

予約はWebから！

面談時間
学期Ⅰのみ 月～金
午前10時30分～
午後6時
(最終面談開始時間は17時30分です)
※時期によって面談時間が変更される場合がございます。

わからない時は、
法学資料室まで
電話：03-5466-0304
月～土
午前9時～午後5時

フェロー室案内図

120講義室 2号館
法学部 3号館
法学部 1号館
法学部 2号館
法学部 4号館
法学部 5号館
法学部 6号館
法学部 7号館
法学部 8号館
法学部 9号館
法学部 10号館
法学部 11号館
法学部 12号館
法学部 13号館
法学部 14号館
法学部 15号館
法学部 16号館
法学部 17号館
法学部 18号館
法学部 19号館
法学部 20号館
法学部 21号館
法学部 22号館
法学部 23号館
法学部 24号館
法学部 25号館
法学部 26号館
法学部 27号館
法学部 28号館
法学部 29号館
法学部 30号館
法学部 31号館
法学部 32号館
法学部 33号館
法学部 34号館
法学部 35号館
法学部 36号館
法学部 37号館
法学部 38号館
法学部 39号館
法学部 40号館
法学部 41号館
法学部 42号館
法学部 43号館
法学部 44号館
法学部 45号館
法学部 46号館
法学部 47号館
法学部 48号館
法学部 49号館
法学部 50号館
法学部 51号館
法学部 52号館
法学部 53号館
法学部 54号館
法学部 55号館
法学部 56号館
法学部 57号館
法学部 58号館
法学部 59号館
法学部 60号館
法学部 61号館
法学部 62号館
法学部 63号館
法学部 64号館
法学部 65号館
法学部 66号館
法学部 67号館
法学部 68号館
法学部 69号館
法学部 70号館
法学部 71号館
法学部 72号館
法学部 73号館
法学部 74号館
法学部 75号館
法学部 76号館
法学部 77号館
法学部 78号館
法学部 79号館
法学部 80号館
法学部 81号館
法学部 82号館
法学部 83号館
法学部 84号館
法学部 85号館
法学部 86号館
法学部 87号館
法学部 88号館
法学部 89号館
法学部 90号館
法学部 91号館
法学部 92号館
法学部 93号館
法学部 94号館
法学部 95号館
法学部 96号館
法学部 97号館
法学部 98号館
法学部 99号館
法学部 100号館

また、オンライン授業となり自宅での学修を余儀なくされていた学生に対しては、オンライン面談の周知と予約方法が大きな問題となった。

前者については、従来から特段大きな変更や新規の施策があったわけではない。それまでと同様に、オンライン面談についてのチラシを作成し、法学部ホームページへの掲載、K-SMAPY IIを通じた学生へのメール、授業等での教員による広報をおこなった。それでも、当時は学生に対して十分な認知がなされていたとはいいがたく、授業で知らされるまでは全く知らなかったという声も少なくなかった。

後者については、当初学生が直接フェローのKEANアドレスにメールし、メールでのやり取りを通じて時間調整をしたのち、ミーティングID

をフェローから学生に送付するやり方を取っていた。しかし、特定のフェローの希望が無い場合など、手順が煩雑になることなどの問題もあり、令和2年度後期からは、本学が法人契約しているMicrosoft Office365のFormsを使って予約サイトを曜日ごとに作成し、こ

れを使った予約手続きを行うことになった。また前掲のチラシにQRコードを掲載することにより、学生への周知と手軽なアクセス方法を確保した。

一方で、予約については、現在においても様々な問題を抱えている。例えば、予約については前日までに行うよう学生に周知しているが、Forms上では期限を設定することができないので、締め切り後の当日に予約をしてくる学生が後を絶たない。それでもフェローはそうした学生にできるだけ対応しようとするが、予約状況は何か通知が来るわけではなく、いちいちFormsを確認しなければならないので、業務中などで予約を見落とししてしまい、面談ができなかった場合などがある。また、フェローが予約を確認するのは当日の勤務開始時²あり、その際に予約者に面談可能かどうかの返信メールを送るため、このメールを見ていなかった学生が、予約できなかったと勘違いし現れない場合があった。その後、予約時間をずらすなどの対応を試みているが、現在までのところ、予約システムについての抜本的な解決策は見つかっていない。

また、この時からフェロー業務にFormsを多く用いるようになった。例えば、毎日提出する学生指導記録はFormsを用いて提出し、業務日誌はWordで作成のうえメールで提出することにした。また、学生の利用アンケートもFormsを使って行うことから、フェロー制度の運用・利用に関するデータの集計が容易になり、制度の改善が行い易くなった。このように、コロナ禍でのフェロー対応は、既存のフェロー制度の問題点を浮き彫りにする一方で、フェロー制度における（小規模ながら）DX（デジタル・トランスフォーメーション）が進むことになった。

・オンライン面談に対する学生の反応

このように、日々変化する状況の中で制度の整備に取り組んだオンラインフェローであったが、令和2年度の運用開始当初は、学生への周知が徹底していないこともあって、利用状況は低迷した。この年は、5月から運用を開始したが、同月の面談回数は8件（8人）にとどまった。しかし、翌6月には授業でのフェロー制度の活用などもあり、190件（190人）と大幅に増加した。ただし、これ以降利用数は伸び悩み、7月は試験前であったが89件（89人）に留まった。2020年度後期も、授業での利用があった際の利用は増加したが、その後2020年度中で月当たりの利用状況が3桁を超えたのは11月の118件（118人）のみであった。最終的に、2020年度は146日の面談を行い、545件（545人）に留まり、令和元年度の641件（789人）を下回ることになった。

それでも利用者のアンケートからは「短時間で明確に指摘して下さり良かったです。」「丁寧に分かりやすく指導して頂き不明点を一緒に解決できた。また機会があれば積極的に利用したい。」といった好意的な意見がみられた。また、オンラインながら「フェローの先生の指導を受けるのが初めてでとても緊張していたのですが、優しく丁寧に教えてくださって安心しました。いただいたアドバイスを参考に、より良いレポートを提出したいと思います。ありがとうございます。」といったように、対面での面談と変わらない好意

的な意見も見られた。

3. 「ハイブリッド」フェローの運用状況

・制度の導入

令和3（2021）年度に入っても、コロナの感染状況は一進一退であった。4月25日には3度目の緊急事態宣言が発出され、6月20日になってようやく終了する。7月12日にも4度目の緊急事態宣言があり、対面での試験が中止（レポート等の代替措置）され、9月30日まで継続した。この間、まん延防止等重点措置が出されるなどあり、フェロー制度の運用は政府のコロナ対策に右往左往させられることになった。

同年度開始当初は、少人数の授業を中心に対面授業を増やすという大学の方針もあり、前年度在宅勤務（オンライン面談）であったフェローの勤務形態も、大学での出校勤務に変更することが検討された。ただし、オンライン授業も依然として継続され、実際に登校する学生数も概ね平常時の半分程度と見込まれたことから、対面を復活させつつも、フェロー室からのオンライン面談も継続することになった。ここに、現在まで続けられている「ハイブリッド型フェロー面談」が誕生したのである。

開始当初においては、様々な問題も発生した。まず、もともと必ずしも最新ではなかったパソコンなどの機材が問題となった。面談時の指導用にパソコンを配置したが、パソコンの性能が古いこともあって処理が遅く、長時間の安定的な接続を求められるZoomに十分対応できず、接続が不安定になる場合がみられた。特に、開始当初においては、学生側の設備が不十分である場合も多く、面談中に突然切断されてしまうことが大きな問題となった。特にパソコンをめぐっては、機材によってはキーが破損しているものや、処理性能の遅さからpdfファイルが開けないといった問題や、windowsのアップデートに4時間以上も時間がかかるなどの問題も発生した。また、イヤホンマイクなどの設備がなく、フェロー室も二人のフェローで対応していることから、面談中に他のフェローや学生の声が入り、聞き取りにくいという事態が頻発した。この音漏れの問題によって、フェロー相互の気遣いが過剰に必要ななど、勤務環境がフェローにストレスを与えることになってしまった。こうした、フェローがハイブリッド面談に真剣に取り組む中で露呈してしまった当初における諸問題は、その後学内の素早い対応やフェローによる自主的な対応などもあり、多くは令和4年度には解消している。しかし、パソコンや通信手段などの進歩は日進月歩であり、すぐに新たな対応を迫られることになる。今後も状況の把握と迅速な対応を行っていくことにしたい。

一方で、オンライン授業や面談が続いていたこともあって、対面指導ならではのメリットを指摘する声は多く聞かれた。前期のフェローからは「その場で文献を用いて解説したり板書をしながら解説をすることで、学生がフェローの説明内容をスムーズに理解できる点で、対面指導の意義を再認識し」との感想があった。オンデマンド型オンライン授業

に不安を感じる学生からも、「フェローによる対面指導を受けたことで、授業内容の理解や条文の読み方、答案の書き方などをクリアに理解できた」との声があった。

また、実際に学生と対面し、会話することで分かることも多かった。フェローからは、「ほとんどの授業をオンラインで受けている学生は、雑談する機会が限られるためか、細かい様子でした」「オンライン面談よりも対面の方が学生と若干の話しやすさを感じました。」といった声があった。特に、対面が開始されたことで、コロナ禍で大学での友人が少ない学生から雑談をすることで安心感を与えることができたよだという声もみられ、多くの学生と年齢が近く、個別に面談することができるフェロー制度の良さが改めて感じられた。しかし、コロナ禍で長く大学に来ていない学生や、当時の1年生や2年生などコロナ禍が始まった後に入学した学生の中には、フェロー制度やフェロー室に対する認識がほとんどない場合も少なくなく、学生のアンケートではフェロー室の入り口がわかりづらいなどの指摘もあった。

後期に入ると、継続されていたオンライン授業に起因する問題もみられるようになった。例えば、オンライン授業では、質問等の機会が限られることが大きな問題となっていたが、「オンライン授業が多く、学生が担当教員の先生に授業前後に質問することが叶わないため、フェロー制度がその代替手段として有効に機能しているように感じました」といった指摘や、「面談にいらっしゃる学生さんの中には、本当に意欲があってフェローがうまくフォローをしてあげれば学習上の問題が一気に解決するような優秀な学生さんもいらっしゃいました。そのような学生さんのお話を聞いてみると、授業がオンデマンド式のものであるため、よくわからなかったとしても直接質問できる機会がないと言った声を耳にしました」といった指摘があった。このように、オンライン下での授業担当教員による学生対応の補完機能として、フェロー制度の意義が再確認された。

・集計データと学生の反応

このように、様々な困難がある中で開始された令和3年度のハイブリッド型フェロー面談であったが、例年同様学生からの反応は良好であった。面談件数は558件（579人）と、コロナ前の2019年度（6410件、769人）は下回ったが、2020年度を上回ることができた。月別の利用状況を見てみると、例年年度当初である4月の利用が少なかったが、令和3年は、26件（37人）とコロナ前の2019年（12件、14人）を大幅に上回った。その後はコロナ前ほどの伸びはみられなかったものの、令和2年度を上回る利用数を確保することができた。

また、前述のようにコロナ下でのフェロー制度の有効性が理解されたこともあって、教員からの依頼業務件数も増加し96件に上った（令和2年度67件、令和元年度14件）。前述のフェローからの指摘なども合わせると、フェロー制度は授業を補完する機能として本学に定着しつつあり、授業とフェローのさらなる連携はさらなる大きな課題ということができよう。

学生からの反応も良好であった。令和3年度の学生からのアンケートは、利用者のほぼ

半分超にあたる、290人から回答を得た。そのうち、フェローによる指導について聞いたところ「大変良い指導であった」「良い指導であった」と答えるものが、回答中275人と実に95%にも上った。相談内容について解決したかどうかについては、279人（96%）が解決したと答えている。学生からのコメントにおいても、「わかりやすいご指導ありがとうございました」「とても親切で分かりやすかったです」「丁寧に優しく指導してくださり、とても良い時間でした。また受けてみたいと思います」といった肯定的なものがほとんどであった。

表1 令和3（2021）年度のフェロー利用状況

	4月				5月				6月				7月				8月							
	回数	来談数		依頼	回数	来談数		依頼	回数	来談数		依頼	回数	来談数		依頼	回数	来談数		依頼				
		件数	人数	業務数		件数	人数	業務数		件数	人数	業務数		件数	人数	業務数		件数	人数	業務数				
月	3	6	6	2	5	11	11	9	4	20	20	8	2	14	14	5								
火	3	2	2	0	4	4	4	4	5	20	20	3	2	16	16	4								
水	4	4	4	2	4	7	7	3	5	18	18	9	1	11	11	0								
木	4	5	16	4	4	1	2	2	4	3	3	8	2	22	22	1								
金	4	9	9	0	4	9	9	6	4	18	20	6	2	40	40	0								
計	18	26	37	8	21	32	33	24	22	79	81	34	9	103	103	10								
累計				37				70				151				254								
	9月				10月				11月				12月				1月				計			
	回数	来談数		依頼	回数	来談数		依頼	回数	来談数		依頼	回数	来談数		依頼	回数	来談数		依頼	回数	来談数		依頼
		件数	人数	業務数		件数	人数	業務数		件数	人数	業務数		件数	人数	業務数		件数	人数	業務数		件数	人数	業務数
月	2	2	2	0	4	3	3	0	4	11	11	0	3	49	51	4	2	9	10	2	29	125	128	30
火	2	0	0	0	4	5	5	2	4	12	12	4	3	14	14	6	2	1	1	2	29	74	74	25
水	2	0	0	0	4	6	6	0	3	6	7	0	4	27	28	0	2	0	0	0	29	79	81	14
木	2	2	2	0	4	6	7	0	3	6	6	0	4	48	49	0	2	5	5	0	29	98	112	15
金	1	2	2	0	5	23	23	0	4	24	24	0	3	48	48	0	2	9	9	0	29	182	184	12
計	9	6	6	0	21	43	44	2	18	59	60	4	17	186	190	10	10	24	25	4	145	558	579	96
累計				260				304				364				554				579				

特に、フェローの指導に対する好意的な意見が多く見られたことも特徴である。例年フェローに着任していただいている方々には、指導面でも優秀な方が多く、各フェローには日々学生への指導について研鑽を積んでいただいている。その結果、学生から「指摘が的確な上に簡潔だったため、大変分かりやすかったです。また、突発的な質問にも答えていただけて良かったです。ありがとうございました」「一方的に教えていただく形式ではなく、私自身にも考えさせていただけただ中で、レポートの質の向上へ導いてくださった点が非常に良かったと考えています」といった、フェローの指導方法の有効性を裏付けるコメントが多くみられた。

加えて、前述のようなコロナ禍の中の学生の状況を反映したコメントも見られた。例えば、「対面で相談できたことが大変良かった。色々な悩みが相談できた。」「直接お話できる機会がなかったので、すごくありがたい制度だと思います。また利用します。」「フェローの先生と話すことで自分の考えが整理することができた。また、予約をしていなかったのですが、しっかり見てくれたのでよかったです。」といったように、対面での面談を復活したことによるメリットを指摘するものがあった。また、「相談事を話していたらあっという間に時間が過ぎて行った感覚です。担当の方は丁寧に分かりやすく親切にアドバイスなどを教えて下さいました。」などというように、学生のコメントから孤立した状況に置かれた学生の大変な状況を垣間見ることができる。こうしたコメントからは、前述のように、コロナ禍ではフェロー制度が単なる学修機能を超えて有効に機能しているということ

ができよう。

4. フェローの確保とその課題

・法学系教員の「雇用市場」とフェローの確保

このように、法学部では現在までのところ優秀なフェローを確保できてはいるが、こうした状況が今後安定して継続できるかどうかには不透明な部分がある。

フェローは法学あるいは政治学分野のD 3以上の大学院生やポスドク（博士号取得者）あるいは法科大学院修了者を応募資格としている。欧米の大学では、フェローやチューターなどの名称で、こうした若い研究者が学部生に対する個別指導をするところが多い。またこうした指導の経験はその後の大学での教育者となるうえで重要な経験となるため、採用試験などではその経験が高く評価される。フェロー制度は、学生への学修支援という本来の目標とともに、こうした若手研究者の経験の蓄積といった学界への貢献も大きい³。

一方で、これらの層は大学教員や研究機関研究員など、一般的なアカデミック・ポストへの応募者層と重複しており、フェローの採用は、こうしたアカデミック・ポストの「雇用市場」において大学等と競合することになる。また、こうしたアカデミック・ポストは、分野によっても状況が異なり、分野によって大学等への就職が厳しいものとそうでないものがある。特に、法律系科目においては分野ごとの専門性が高いことから、可能な限り各科目についてそれぞれの専門のフェローを配置したいと考えているが、実際の採用では大学等でのポストや採用が多い分野では、フェローへの応募者がいないなどの問題も発生している。また、他大学や研究機関への就職が決まったことによる、年度途中での退職もしばしばみられる。

このため、今後は安定的なフェローの確保を進めるため、フェローの業務や身分についての見直しや研究との両立策、勤務に対する対価の向上など、様々な問題をクリアしていく必要がある。

・専門性を生かしたフェローの利活用

フェローは基本的に学部学生の日々の学修支援としての役割が中心であるが、それにとどまらない活用方法も考えられよう。例えば、前述のようなコロナ禍で孤立した学生への支援といった側面は、学生間など若年層におけるコミュニケーションの難しさが議論されている昨今においては、「コロナ後」においても有効であると考えられよう（土井2022）。

一方で、フェローの専門性をより生かす形での制度運用もさらに進めて行くべきであろう。例えば、本学法学部の学生には、法曹に向けて日夜努力する学生が法律専門職専攻を中心に少なくない。特に、ここ数年は成績優秀な早期卒業者による司法試験予備試験・本試験合格がみられるようになり、東京大学・一橋大学・早稲田大学など司法試験合格に実績のある法科大学院への進学者・進学希望者も毎年少なくない。こうした法曹への進路希

望者に対する支援策として、フェロー制度は有効であるように思われる。2022年10月現在、法科大学院を修了したフェローは2名おり、過去のフェローにも法科大学院修了者や司法試験合格者は複数存在していた。これらは本学卒業者ではないものの、法曹志望の学生に対して日々の学修方法や受験への心構え、合格後の進路選択など、様々な点で学生への支援をすることができる。このため、予備試験合格者など、法科大学院出身でない若手法曹有資格者をフェローとして採用することも今後の方法として考えられよう。

また、政治学系においても、いわゆる「ビッグデータ」の問題など、昨今分析手法として重要になりつつある統計処理などでは、それらの手法をマスターするために個別学生へのきめ細やかな指導が必要となる。特に、入試での数学受験者が少数派である本学においては、大人数授業で完全に理解させることは困難であり、個々の理解状況に応じた対応が求められる。現在でも、統計処理に詳しいフェローを2名配置しているが、今後はオンラインでの講座開設など、フェローの専門性を生かす形で、広く学生に利用できる仕組みを探っていくことにしたい⁴。

5. おわりに

以上、2年以上にわたるコロナ禍でのフェロー制度の運用状況についての振り返りを通じて、「コロナ後」の課題について探ってきた。述べてきたように、フェローは単なる学修支援に留まらず、学生への個別対応という特性を生かして、コロナ禍で孤立する学生に対してオンライン・対面の両面から様々な支援を進めてきた。

また、コロナ禍は「コロナ前」からの不可逆的な変化を社会にもたらしてきた。これは大学での教育も同様であり、たとえばオンラインによる講義や演習も、今後一定程度定着するものと考えられる。一方で、これまでのオンライン及びレポートを中心としたコロナ禍での教育では、授業中のメモ取をはじめとした対面講義の受講の仕方、試験準備と学習方法、試験での答案作成などの能力が十分に学生の中に育成されてこなかったように思われる。こうした問題は、オンライン教育が継続される「コロナ後」の大学教育において大きな課題となるであろう。その際、オンラインでの対応と個別学生への対応を併せ持つフェロー制度は、こうしたコロナ禍で十分ではなかった大学教育を補完するものとして、今後重要な意味を持つように思われる。法学部では、今後オンラインでの答案作成講座や孤立する学生への対応などをより進めていくことで、本学の教育に貢献していきたい。

一方で、このように拡充が見込まれるフェロー制度の運用体制の整備も重要である。前述のように、優秀な若手研究者を採用し、また彼らにとっての「経験」を積む場所でもあるフェロー制度を維持するためには、それにふさわしい勤務体制の整備や身分や待遇の確保が肝要である。また、法学部におけるフェロー制度の担当者は甘利教授と筆者であるが、本稿で記した様々な問題をはじめ、日ごろフェロー制度の運用に対応していただいているのは法学資料室の担当者⁵である。周知のように法学資料室は大学図書館の分館でもあり、

室員はフェロー業務の他にも他の様々な業務を抱えている。このため、フェロー業務の適切な効率化を図ることで、業務負担が過大なものにならず、人的にも無理のない制度へと見直しを進めていくことが重要であろう

このように適切に制度を維持していくために、今後の事業展開を通じてフェロー制度の整備・充実を図っていくことにしたい。

注

- 1 こうしたコロナ禍での環境整備を進める中で露呈した、フェローの身分問題などの課題については、宮内教授も指摘されてきた。宮内（2022：90-91）を参照のこと。
- 2 なお、フェローは身分的には上記の様に「アルバイト」であるため、時給が発生する時間帯外の勤務は原則としてできない。
- 3 フェロー勤務での経験が評価された結果であるかどうか厳密な検証は必要であるが、フェロー出身者のその後の就職先は、国内の有力国立大学・私立大学、研究機関など多岐にわたり、その後の活躍も著しい。
- 4 特に、オンラインによる学習講座の開設は、法学部教員の協力を得ながら現在進めているところである。これについては、宮内（2022）を参照のこと。
- 5 現在の担当者である加藤美和さん、森久美子さんには、本稿の執筆内容について事実関係等を中心に確認をしていただいた。日頃のフェロー業務へのご尽力とともに深く感謝申し上げたい。

参考文献

- 川村尚子（2021）「法学部フェロー制度の運用・利用状況からみた成果と今後の課題」『國學院大學教育開発推進機構紀要』第12号
- 佐藤秀勝（2020）「平成30年度における法学部フェロー制度の運用と今後の課題」『國學院大學教育開発推進機構紀要』第11号
- 土井隆義（2022）「平坦な戦場で僕らが生き延びること 社会的孤立と関係格差の最前線」『中央公論』2022年3月号
- 宮内靖彦（2022）「法学部フェロー制度のオンライン環境における有効性と成功への課題」『國學院大學教育開発推進機構紀要』第13号